

令和5年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日（水）午後1時30分から午後2時14分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (13人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (3人)

委員	4番	相場重雄
委員	9番	若田部明
委員	12番	大拙 孝

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法施行規則第29条第1項該当証明願いについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	上岡幸宏
参事	磯部高志
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 飯塚康夫
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和5年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、13名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 相場重雄委員、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大拙 孝委員の3名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。
議長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は13名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号15番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までであります。

はじめに、議案第1号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号29条44番について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条44番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、願いの

とおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号変更20番から22番について、調査班、お願いします。

調査班

変更20番について報告します。

変更内容は、一時転用の期間の延長になります。次に、許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1については、一時転用の期間延長のため該当しません。2から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われま

す。変更21番について報告します。

変更内容は、一時転用の期間の延長になります。次に、許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1については、一時転用の期間延長のため該当しません。2から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われま

す。変更22番について報告します。

変更内容は、譲受人の持ち分の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1については、認められません。また、2から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われま

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条980番から984番について、調査班、お願いします。

調査班

5条980番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条981番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条982番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条983番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条984番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番
澁江委員

5条980番の件ですが、この図面を見ますと宅地を挟んで転用するように見えますが、これは出入り口ですか。

事務局

こちらの申請は親子間の使用貸借の申請になっておりまして、申請地で取り囲んでいる四角形は、北側の貸人の宅地の敷地、車庫に利用されていますので、そこを除いた部分、実際に家を建てるのは車庫から南部分になるのですが、車庫を囲んだ部分も農地として地目が残っていたため、一緒に宅地にしたいということで申請が出されております。以上です。

15番
澁江委員

わかりました。

議 長

議席番号6番 向田栄一委員、どうぞ。

6 番
向田委員

現地調査をした者ですが、5条983番のRVパークについてですが、敷地そのものについての許可相当というのはそのとおりなのですが、そこへアクセスする道路が、直接公道4m道路がないので、今後何かの問題が発生するのではないかという懸念があるので、その辺のことについて農業委員会として一言言っておく必要があるのではないかという風に思います。以上です。

事務局

お答えいたします。委員さんからのご意見をいただきましたので、事業者にはそのように伝えておきます。以上です。

議 長

議席番号1番 川上美由紀委員、どうぞ。

1 番
川上委員

今の5条983番のRVパークですが、これは近隣の周りの土地の方というのは、この事業のことは知っているのでしょうか。というのは、車中泊ができる場所というのは車を停めて、ということですから多少こうエンジン音とかしたりすると思うのですけれども、その辺のことはどうなっていますか。

事務局

こちらの案件ですが、この住宅地図が古いので住宅が東側の〇〇さんしかないのですが、このすぐ北側に申請者のご自宅があります。片方については当然実行者なので問題ないと思われまし、その南側の〇〇さんについては地上権の設定者である〇〇さんになっていますので、そちらの周辺の方への苦情等については問題ないと思うのですが、一応、関係各課へ意見照会をした結果、市の環境政策課から騒音等に対する苦情に対してはご注意くださいという回答がありましたので、そういった内容は事業者伝えておこうと思います。以上です。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会から

の意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号非農地522番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地522番について報告いたします。
願出地の周囲には農地はありますが、営農に支障はないと思われ
ます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過して
おり、非農地証明はやむを得ないと思われ
ます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について願いのとお
り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、願いのとお
り証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基

盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和5年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の7番と14番について、議席番号14番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。7番・14番について審議します。川田恒夫委員の退席をお願いします。

(川田委員 退室 14:10)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の7番・14番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号利用権設定関係の7番・14番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室 14:11)

次に、利用権設定関係の21番について議席番号13番 野村春男委員が、議事参与の制限に該当します。21番について審議します。野村春男委員の退室をお願いします。

(野村委員 退室 14:12)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の21番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号利用権設定関係の21番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。野村春男委員の入室をお願いします。

(野村委員 入室 14:13)

次に、利用権設定関係の7番、14番、21番以外の案件、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の7番、14番、21番以外の案件、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号利用権設定関係の7番、14番、21番以外の案件、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時14分閉会